

地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正（地教行法、社教法）

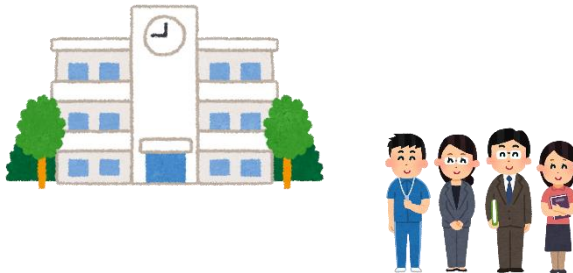
【改正の概要】

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである**学校運営協議会の設置を努力義務化**。

また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、**社会教育法**を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「**地域学校協働活動推進員**」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

学校

（コミュニティ・スクール）



学校運営協議会

学校運営方針・教育活動・その運営に必要な支援に関する協議等を行う

- 【委員】
- ・ 校長、教職員
 - ・ 保護者
 - ・ 地域住民
 - ・ 地域教育コーディネーター

連携・協働

地域教育コーディネーター （地域学校協働活動推進員）

一般の地域住民が、信頼されながら活動していくために、教育委員会から正式に委嘱された職として、**法律に位置付けられた存在**

【期待される主な役割】

- ・ 地域学校協働活動の企画、立案
- ・ 学校や地域との連絡、調整
（組織体ではなく、緩やかなネットワーク）
- ・ ボランティアの募集、確保
- ・ 地域住民への情報提供、助言、活動促進 など

地域



地域学校協働活動

地域教育コーディネーターを中心とした幅広い地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークで活動を推進

学校運営協議会で協議した内容をもとに、地域全体で子どもたちの成長を支える

学校運営協議会と地域学校協働活動推進員

地域とともにある学校

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度を導入した学校)

“承認”の意味合い
保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の当事者として、学校と対等な立場で、継続して学校運営に関わることができる

教育委員会

協議会の設置
委員の任命

設置・任命

※委員任命は、
校長の意見を反映

学校運営

意見

教職員の
任用

意見

学校運営協議会

学校運営の
承認

学校支援に
ついて協議

課題や
ビジョンの
共有

保護者代表、地域住民代表、地域学校協働活動推進員が参加

【主な役割】

- 校長が作成する学校運営の基本方針の承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

説明

承認

説明

承認

校長

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

地域教育コーディネーター

(地域学校協働活動推進員)

— 参加前 —

- ・学校運営や支援に役立つ地域の情報を収集
- ・幅広い地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」づくり
- ・子どもたちの成長にとって何が重要であるか、子どもたちを取り巻く課題を地域で共有
- ・地域学校協働活動の調整に係る事務処理

— 参加中 —

- ・学校運営や支援に役立つ地域の情報を提供
- ・学校や子どもたちが抱える課題に対して当事者意識をもち、「役割分担をもって連携・協働による取組」へ！
- ・子どもたちを取り巻く課題や地域でどのような子どもを育てていくのか「目標・ビジョンを共有」する

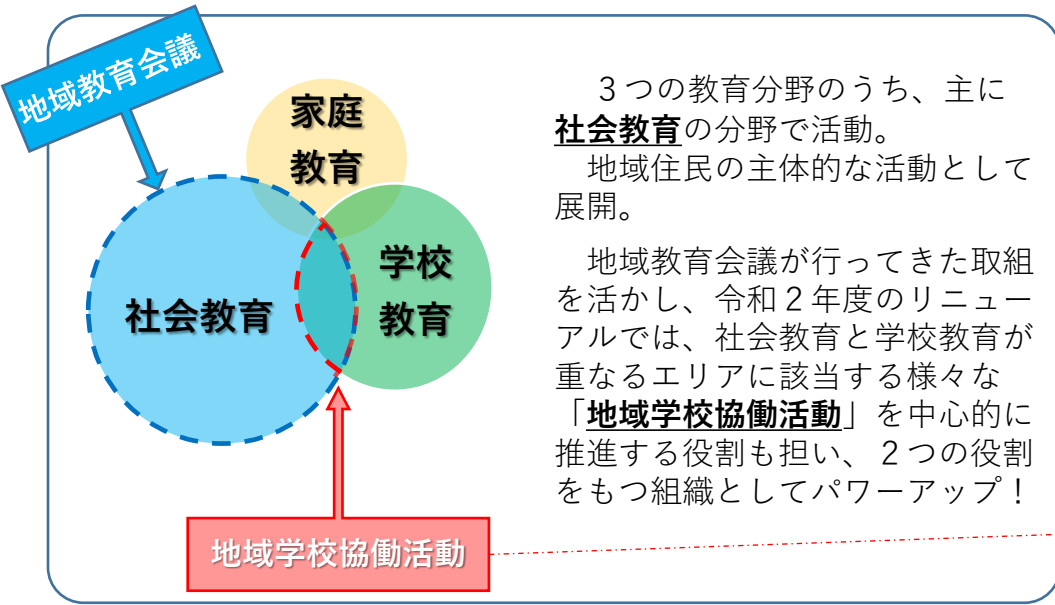
— 参加後 —

- ・協議会の情報を地域で共有
- ・地域学校協働活動の企画・立案に向け、学校と打合せなどの連絡調整
- ・担い手の募集、関係者との連絡調整
- ・地域の特色を生かした活動の推進
- ・地域学校協働活動の調整に係る事務処理



地域教育会議と地域学校協働活動

1 地域教育会議の活動



2 地域学校協働活動とは

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

学校を核とした地域づくり

地域とともにある学校づくり

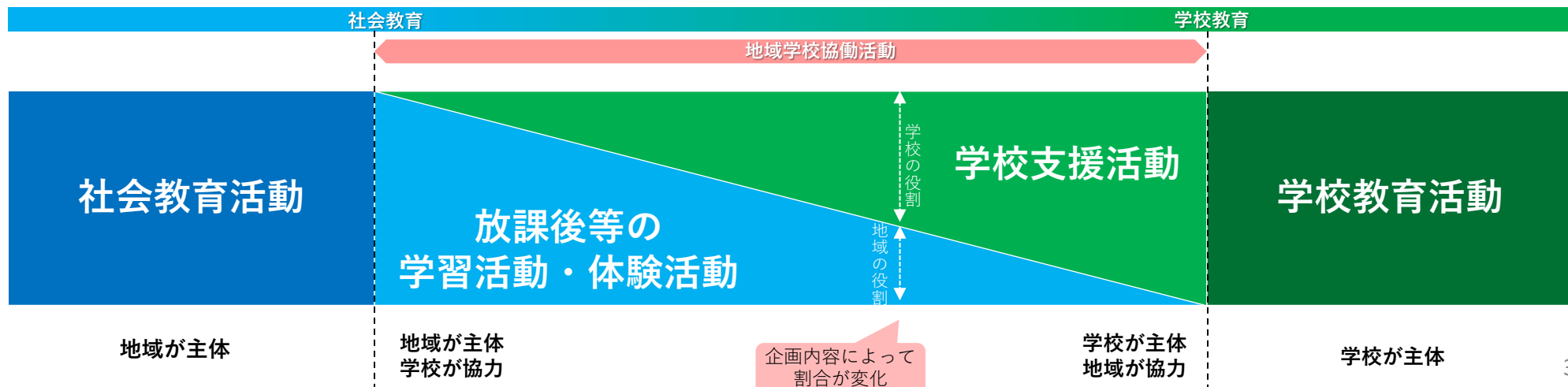
学校運営協議会等で、学校と地域が共有した教育方針や課題をもとに、地域が主体となった「放課後等の学習活動・体験活動」や、学校が主体となった「学校支援活動」を実現。

【地域主体】
放課後等の
学習活動・体験活動

学校運営
協議会

【学校主体】
学校支援活動

3 社会教育と学校教育活動のグラデーション



4 地域学校協働活動の具体的イメージ

社会教育活動

「学校教育」ではない、地域だからこそ
できる活動 ※大人対象の企画も含む。

- | | |
|-----|--|
| 企画 | ・ 地域主体 で立案。
・ 学校は参加せず、地域教育コーディネーターが学校に情報を提供。 |
| 運営 | ・ 当日の役割も地域で実施。
※学校としての関与はなし |
| その他 | ・ もし学校施設の利用等がある場合は、地域教育コーディネーターが事前調整。 |

放課後等の学習活動・体験活動

学校教育の方針や課題を受けて、学校
管理下外で地域が実現する活動

- | | |
|-----|---|
| 企画 | ・ 学校からの情報をもとに 地域主体で実施。
・ 地域教育コーディネーターを通じて、
地域と学校の情報を共有し、相互に理解。 |
| 運営 | ・ 当日の役割も地域で実施。
※学校は必要に応じて当日の様子を把握 |
| その他 | ・ 学校施設の目的外利用や児童生徒への広報については学校が協力。
・ 施設利用方法等は地域教育コーディネーターが事前に調整。 |

学校支援活動

学校教育を充実させるために、地域の
協力を得て実現する学校管理下の活動

- | | |
|-----|--|
| 企画 | ・ 学校主体 で実施。
・ 学校の企画案を地域の知見でブラッシュアップ。新たな人材もつなげる。 |
| 運営 | ・ 大枠を学校で、中身を地域で実施。
※役割分担は、事前調整で決定 |
| その他 | ・ 学校は地域教育コーディネーターに相談し、地域人材のコーディネートに依頼。
・ 地域教育コーディネーターを中心に、地域ネットワークを作っておく。 |

具体的な活動のイメージ

- 生きる力等、社会教育に関する熟議
- 地域主催イベント（学校会場を含む）
- 子ども会議（地域課題のテーマ）
- 体験機会提供（ゲームなど学校では難しいもの）
- 子どもの得意を表現できるイベント
- おみこし担ぎなどの地域活動
- お祭り、公園、校庭開放の見守り
- 地域の美化活動
- 子どもの居場所づくり

具体的な活動のイメージ

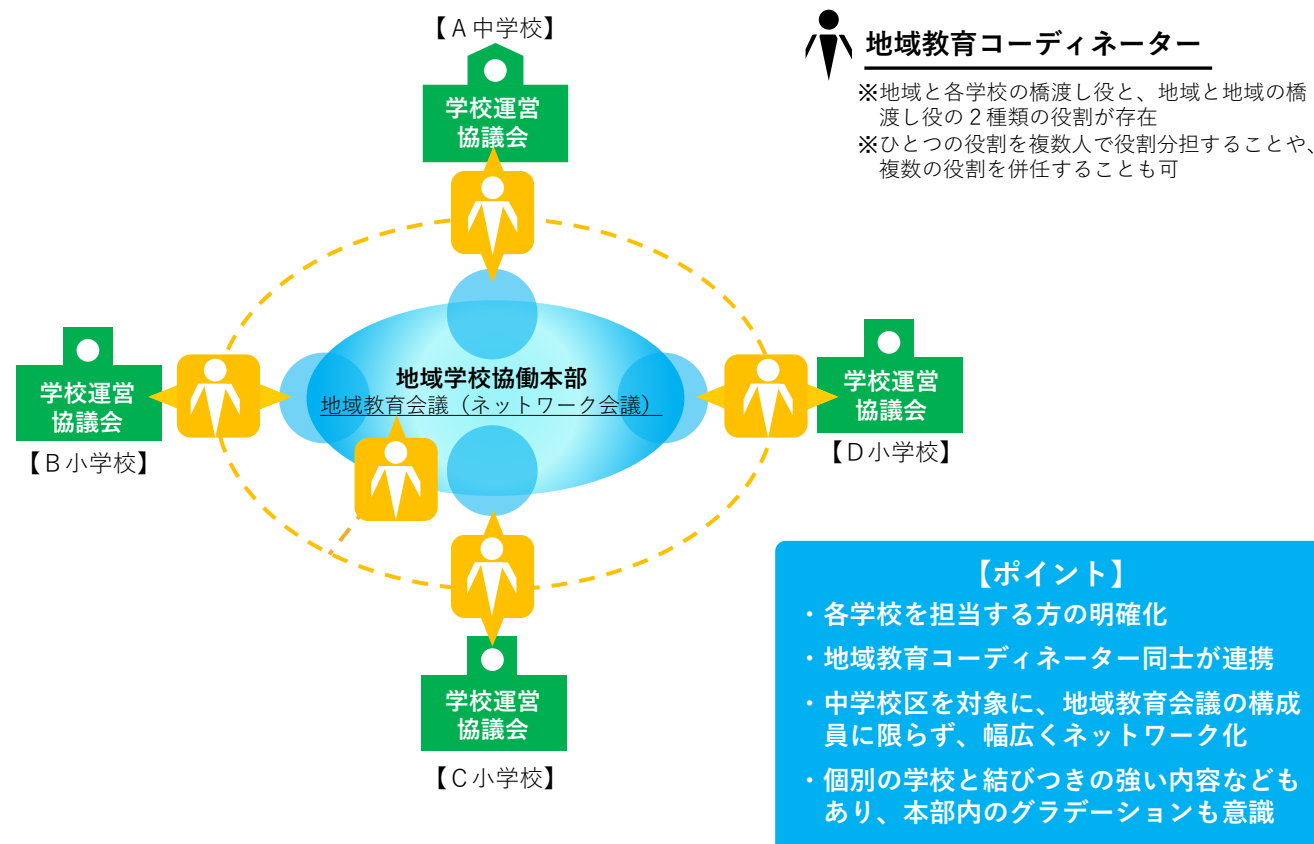
- 生きる力等を、子どもが体験する機会
- 地域主催イベント（教育課程と連動するもの）
- 子ども会議（主権者教育等のテーマ）
- 体験機会提供（教育目標等と関連するもの）
- 部活動の発表機会の提供
- 地域の寺子屋事業（体験活動）
- 地域の寺子屋事業（学習支援、見守り）
- 地域の美化活動
- コミュニケーション能力（多世代含む）

具体的な活動のイメージ

- 総合学習等の講師（強みを授業に発揮）
- 職業体験、まち歩き授業の受入れ
- 授業のサポーター（九九や調理実習など）
- 学習発表の参観や部活動への協力
- 授業に関連する地域情報の提供
- 登下校の見守り、安全指導
- 校内清掃活動、校内防災訓練の参画
- 学校の花壇整備などの手伝い
- 人材バンク（ねこの手サポーター制度など）

※具体例は参考です。実際の活動は地域の課題や構成員の強みなどを活かして検討ください。

5 中学校区としての活動イメージ



地域学校協働本部

規約や役職などを有する組織体ではなく、地域で活動する人材や団体の緩やかなネットワークを指す。

全国では、各学校単位でネットワークづくりを行うことが多いが、中学校と小学校で人材や活動が重複することや、学校単位では活動できる人材に限られるという課題が生じる地域もある。

川崎市では、地域のさまざまな団体や人材で構成される中学校区の地域教育会議が中学校区のスケールメリットを活かして、緩やかなネットワークによって、地域学校協働活動の推進を目指している。

地域教育会議に所属していない活動主体（地域の寺子屋やおやじの会、学校支援活動を行う人材など）も必要に応じて、柔軟に連携・協力・情報交換し合えるような形が理想です。

地域教育コーディネーターの連携のひろがり

学校との連携

学校運営協議会などを通じて、個別の学校との連携

地域教育コーディネーター 同士の連携

同じ中学校区のコーディネーター同士の連携

地域学校協働本部としての連携

さまざまな地域の活動主体との連携

(参考) 川崎市の学校運営協議会

1 川崎市学校運営協議会規則 (抜粋)

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として(中略)、**保護者、地域住民等の学校運営への参画**並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、(中略)信頼関係を深め、並びに学校運営の改善並びに**児童及び生徒の健全育成**に取り組むものとする。

(基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は(中略)、**毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得る**ものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第8条 協議会は、必要と認めるときは、対象学校の**児童又は生徒の意見を聴取することができる**。この場合において、当該児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

本市の特徴

(委員の任命)

第9条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第13条 協議会に**会長及び副会長**を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき(中略)は、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集し、**会長がその会議の議長**となる。

2 学校教育推進会議との違い

「学校教育推進会議」は、学校教育法施行規則に定められた「学校評議員制度」に、川崎市子どもの権利条例の主旨を組み込んだ**川崎市独自の制度**。

学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関して**意見を述べる個人**で構成され、学校運営の評価などを行う。※「開かれた学校づくり」を推進する制度

一方で、学校運営協議会は、学校運営に関する**意思決定を行う合議体**であり、保護者や地域住民が**当事者**として学校運営に参画する。※「地域とともにある学校づくり」を推進する制度

川崎市では、かねてから市民が当事者として「教育」に関わっており、「学校教育推進会議」でも意見を述べるだけに留まらず、「地域でできること」に取り組んでいただいていたため、学校運営協議会との違いがわかりにくい印象があります。

一方で、平成27年度の法改正に向けた検討では、第三者の立場で学校に対して要望や個人的意見を伝えるだけではなく、**当事者として、ともに考え、活動していただく**ことが、より大きな成果につながるのではとの意見で学校運営協議会の仕組みが整理されていったようです。

本市では、学校教育推進会議でもすでにできていた部分がありますが、すべての学校に学校運営協議会制度を導入することで、「学校と地域が対等なパートナー」として一緒に学校運営に取り組み、学校だけではできない充実した「学び」の支援や地域学校協働活動の活性化に向けた体制を改めて仕組みとして整えたところです。

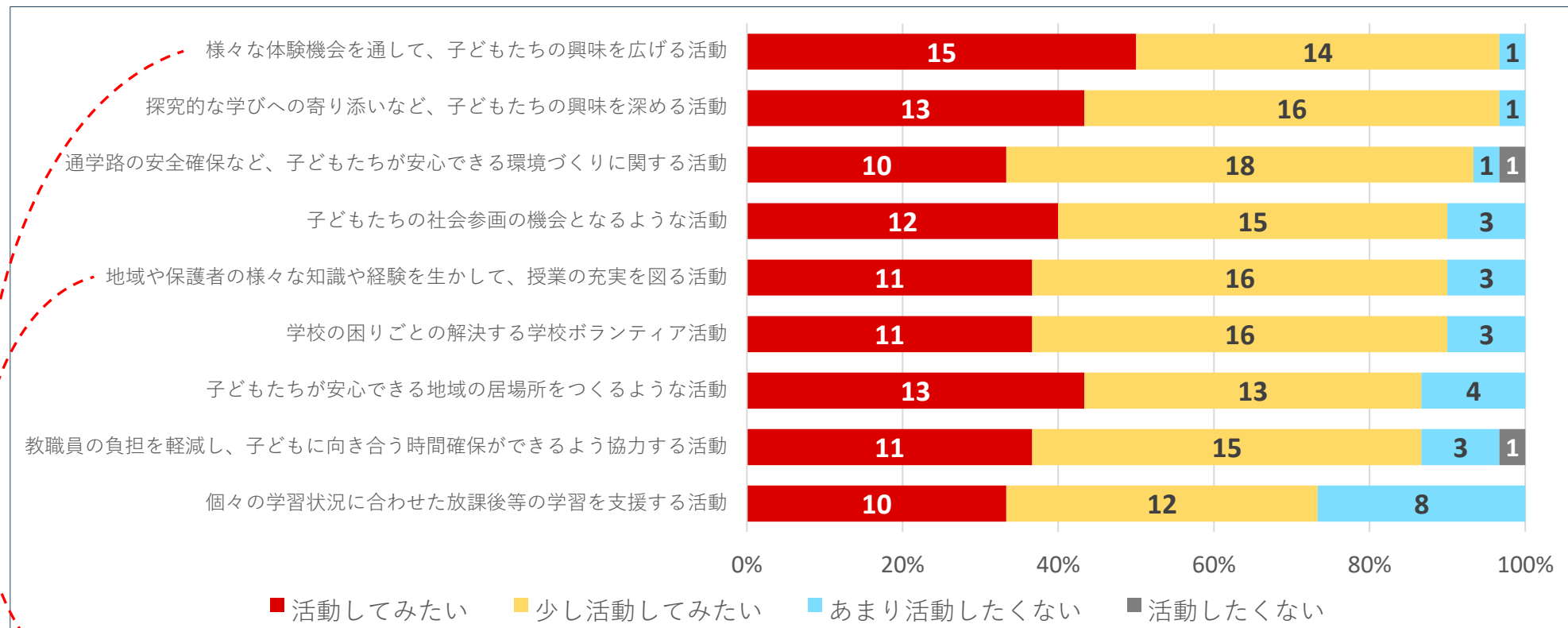
(参考) アンケート調査結果 「取り組んでみたい地域学校協働活動」

【調査方法】 インターネット調査

【調査対象】 各中学校区地域教育会議

【調査期間】 8/22～9/12

【回答件数】 30/51



◆小学校「総合的学習の時間」との連携によって充実が期待できそうなテーマ

地域の魅力発見

農作物や地域のお祭りなどに着目するパターンと、広くまち探検で地域の魅力を探すパターンが多い。

地域の魅力や地域の人々の思いに気づき、それを言葉で表現することや、地域と関わりをの大切さを育む機会として実施。

防災・地域の安全

地震などの自然災害に対する備えに着目するパターンと、通学路などの安全や身近な棒案などに着目するパターンが多い。

地域の情報を集めて、分析することで、課題発見や地域全体で安全なまちづくりに取り組んでいることに気づく機会として実施。

キャリア

職業や「働くこと」に着目するパターンと、自身の性格や長所を見つめなおすパターンが多い。

職業に対する様々な意見や考えを受け入れ、課題に対する解決方法や手段を考え自分の将来について考える機会として実施。